

こども文教委員会 令和5年5月26日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

大田区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯・ひとり親世帯以外)の支給について

1 対象者

(ひとり親世帯)

- (1) 令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- (2) 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない者
- (3) 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変している、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている者

(ひとり親世帯以外)

- (1) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を受給した者
- (2) 令和4年度給付金支給対象者以外で、平成17年4月2日(障害児については平成15年4月2日)から令和6年2月29日までの間に出生した児童の養育者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税又は住民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

2 支給手続

(ひとり親世帯・ひとり親世帯以外)

- (1) 申請不要。5月24日に手当又は給付金受給口座に振込。
- (2)、(3) 申請必要。6月上旬から申請受付開始。

3 支給金額

児童1人当たり一律5万円

4 区民への周知

- (1) ホームページへの掲載 4月21日以降随時更新
- (2) 区報(5月11日号)
- (3) ツイッターでの周知